

一般質問通告書

令和7年第4回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいの
で会議規制第62条第2項の規定により通告します。

令和7年11月18日

議員指名 橋本武夫

会派名 政和会・清流くらぶ



海津市議会議長様

受領番号 第 11 号 受領日時 令和 7 年 11 月 18 日 14:00

要 旨 ①指定地域共同活動団体制度、まちづくり協議会について

質問相手 市長

要 旨 ②選挙公報について 選挙公営制度について

質問相手 市長



質 問 内 容

①人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要とする第33次地方制度調査会答申を受け、令和6年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体制度」が創設されました。

総務省通知等によると、本制度は「導入するかどうかについては市町村の判断による」、「地域の実情に応じて判断されたい」とされており、実施する場合は、関連条例・規則の制定が必要であり、指定団体の指定要件や活動内容、指定手続き、支援内容などをどう定めていくかが課題となります。また、指定団体については、「地縁による団体等が母体となり、福祉活動団体や老人クラブ、子ども関係団体など各種団体が参画する形態などが想定」されており、具体的には、近年地域の暮らしを支える重要な担い手となっているとして地域運営組織や、地域共同活動を住民主体で運営するNPO法人等が例示されています。

指定を受けることによって、活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができること、市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができることがその効果とされていますが、それが地域共同活動団体の行政の下請け化につながりかねないとの懸念も示されています。

本市においては、指定を受ける側が未成熟であり、制度ありきで拙速に事を運ぶのではなく、制度の精査、地域の実情や関連団体の活動状況などを踏まえ、課題を十分に検討、検証することが必要であると考えます。

指定地域共同活動団体制度についての認識、今後の展望をお聞かせください。

市長は、本年第2回定例会の古川理沙議員の一般質問「人口減少を前提とした、

みんなが取り組む持続可能なまちづくりについて」で、多様化・複雑化する地域の課題について、地域住民が自ら考え、自ら問題点を認識し、地域が解決策を見出していけるよう、地域の多様な主体が連携・協働する「住民自治」の実現に取り組む必要があると考えております。そのため、新たなまちづくりの枠組みとなる「まちづくり協議会」の設立に向け、今後可能な限り早急にモデル地区の選定を行いたいと考えております。と答弁されています。

「まちづくり協議会」こそが、指定地域共同活動団体制度が導入された際には指定されるであろう団体であると認識しておりますが、「まちづくり協議会」設立に向けた動きは、現在どのようになっていますか。

②選挙公報は、公職選挙法第百六十七条から第百七十二条で、衆議院議員選挙、参議院議員選挙又は県知事選挙において発行すること、候補者の氏名、経歴、政見と顔写真を掲載した文書で都道府県の選挙管理委員会が発行すること、選挙の時に各家庭に配布されることなどが規定されています。また、第百七十二条の二で、都道府県議会議員、市町村議会議員又は市町村長の選挙においては、条例で定めるところにより、発行することができるとされています。

選挙の投票率は、長期的には低落傾向にあると言われています。関心が持てない、わからない、そんな人にとって選挙公報は候補者の政策や考えを知る手がかりになります。市が公式情報を提供することで、市民が適切かつ公平に投票判断を行える基盤を作り、選挙の公平性・透明性を高め、投票率の向上と健全な民主主義の発展に寄与するものと考えます。

また最近では、情報格差と不正確な情報の拡散リスクの高まりへの対処が急務になっています。候補者情報や選挙制度の周知が不十分だと、市民の投票行動が不適切な判断に左右される恐れがあります。

以上の理由によって、本市の市議会議員選挙又は市長選挙において選挙公報を発行することができるよう条例を制定するべきと考えますが、いかがでしょうか。

選挙公営制度は、選挙運動に要する費用を一定程度公費負担する制度で、導入することによって、資金力に依存した選挙構造を是正し、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることができるものと認識しています。

令和2年に公職選挙法が改正され、町村の選挙における立候補環境改善を図るため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されて、条例を定めることによって、選挙運動用自動車の使用・選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、供託物没収点以上の得票数を得た候補者には公費負担されることになりました。

以下、お答えください。

岐阜県下の市部と西濃地域の町における選挙公営制度の導入状況を教えてください。

本市においても選挙公営制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。